

東農業振興地域整備計画総合見直しに係る説明資料

平成29年8月作成 東村農林水産課

はじめに

本村は昭和48年度に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域の指定を受け、これまで3回の農業振興地域整備計画を策定し、農業の振興発展や集落環境の整備に努めてきました。今回の総合見直しは平成25年度の変更計画を受け、その後の地域社会の変化等を踏まえて策定するものです。

※農業振興地域(農振地域)

「農業振興地域」とは、**農業の健全な発展と国土資源の合理的利用の見地から、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図るべき地域をいいます。**

そのなかで、「農用地区域」は、今後おおむね10年以上にわたり農用地等(農地・採草放牧地・混牧林地・土地改良施設用地・農業用施設用地)として利用すべき**一団の区域**として設定され、ほ場整備や農道整備、かんがい施設や農業近代化施設整備などの補助事業の導入が可能となります。

※農業振興地域整備計画総合見直しについて

「農用地区域」は農業以外の土地利用が規制される、いわゆる私有財産権が制限される区域であることから、不当に私有財産権が制限されないよう情勢の変化などに適切に対応することが要請されております。その為、おおむね5年ごとに当該市町村は基礎調査を行い、必要に応じて整備計画の変更を行うべきものとされています。

東農業振興地域整備計画における用途区分面積の概要

単位:ha、%

用途区分	農業振興地域(農振地域)							農業振興地域外	東村全体面積
	農用地区域					計	農振白地		
	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計				
平成28年12月末	674	16	937	35	1,662	2,118	3,780	4,408	8,188
全体構成比	8.2	0.2	11.4	0.4	20.3	25.9	46.2	53.8	100.0
農振構成比	17.8	0.4	24.8	0.9	44.0	56.0	100.0		

東村土地改良等基盤整備状況

(単位:ha)

事業名(地区名)	受益面積	事業期間	備考
1 土地改良総合整備事業(慶佐次地区)	41.6	昭和54~昭和59年度	区画整理36.4ha 幹線農道L=820m
2 土地改良総合整備事業(車地区)	25.1	昭和62~平成7年度	区画整理12.0ha 幹線農道L=1,112m
3 土地改良総合整備事業(有銘地区)	29.4	昭和50~昭和54年度	区画整理27.4ha
4 県営農地開発事業(宮城地区)	86.6	昭和56~平成2年度	農地造成47.3ha
5 団体営農地開発事業(高江新川地区)	25.0	昭和49~昭和52年度	農地造成21.8ha
6 農地開発利用促進事業(平良地区)	56.0	昭和54~昭和63年度	農地造成35.0ha
7 農村総合整備モデル事業(宇出那覇地区)	8.8	昭和63~平成元年度	農地造成8.8ha
8 農地開発利用促進事業(有銘地区)	82.0	昭和55~平成3年度	農地造成45.7ha
合計	354.5	※受益面積は農振農用地区域面積(1,662ha)の21.3%	

農用地区域の除外にあたって

今回の総合見直しは地権者や地域社会の土地需要の変動等に伴って、農用地区域の除外を含めた計画であります。しかし、農用地区域の除外が必要な場合においても周辺土地利用との整合性を重視し、慎重に行うべきものとされています。

なお、「農業振興地域の整備に関する法律」によれば、農用地区域から除外するためには次の5つの要件の全てを満たす場合に限り、除外することができます。…(農振法第13条)

- ① 農用地以外に使用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ② 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。(集団性への影響)
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 土地改良施設(農道・排水路・法面等)の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤ 農業生産基盤整備事業(土地改良事業等)完了後8年を経過しているものであること。

また、「農業振興地域整備計画総合見直し作業要領」(沖縄県農政経済課)によれば、一般的に次のような農用地区域の除外は避けるべきであるとされています。

A 歯抜け除外



B 飛び地除外



C 農用地区域の集団性を無視した除外



D 混在化を助長する除外



E 農用地区域が袋地となる除外



F 土地改良事業、かんがい施設整備事業などの完了地区及び、事業計画地区

※その他の届出及び許可について

すべての要件を満たし、農用地区域から除外されたとしても、「農地」以外に土地利用をする場合、以下で手続きが必要です。
①開発行為 → 企画観光課 ②建築許可 → 建設環境課 ③伐採許可 → 農林水産課 ④農地転用 → 農業委員会
※事前に関係課にご確認ください。

今後のスケジュールについて(予定)

- ・除外希望地が要件を満たしているかの確認
- ・変更箇所について役場関係課、各字との調整
- ・東村農業整備推進協議会での協議

H30.3月

- ・計画(素案)
- ・沖縄県農政経済課との予備協議(現地調査等)
- ・計画(案)の作成
- ・沖縄県(関係16課との事前協議)※同意に至るまで

H30.12月

- ・計画(案)の縦覧期間(30日間)
- ・異議申出期間(15日間)
- ・県へ整備計画変更申出 ← 計画変更同意(知事)
- ・計画決定の公告

H31.3月

今後おおむね5年間を目標として、農用地区域からの除外を希望する地権者は「農用地利用計画変更希望申出書」を12月28日までに、東村役場農林水産課に提出して下さい(Tel.0980-43-2208 担当:金城)